

2025 年度 B 日程

# 福岡大学法科大学院

## 法律専門試験

### 民法 民事訴訟法

#### 問題冊子（問題のみで 4 枚）

#### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述し、これ以外で記述した場合には無効となります。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 答案用紙を取り違えた場合は、無効となります。ただし、試験時間内に答案用紙の取り違えに気づいた場合は、監督者に申し出てください。なお、試験終了後は、答案用紙の取り違えの申し出は一切応じません。
- 6 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 7 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## 第1問（民法）

次の〔事案の概要〕、〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

### 〔事案の概要〕

本件は、民事訴訟法337条1項に基づいて大阪高等裁判所が同高裁の決定に対する最高裁判所への抗告を許可した事件において、動産の売主が動産売買の先取特権に基づいて買主が当該動産を用いて施工した請負工事の代金債権につき物上代位による差押えをなし得るかどうかの問題となったものである。

### 〔事実関係〕

- 1 Aは、令和4年7月に、Bから、Yが販売しているターボコンプレッサー（空気圧縮機。以下「本件コンプレッサー」という。）の搬入、据え付け、配管等の工事を総額2080万円（本件コンプレッサーの本体価格は1740万円）で受注し、同年8月22日に、納入先をBのコンデンサ事業部と定めて、Yに本件コンプレッサーを発注した。
- 2 YとAとの間では、当初は本件コンプレッサーの代金額を1500万円とすることが前提とされていたようであるが、その後の工事見積書・注文書・納品書等の書類によると、2080万円の請負代金のうち1740万円が本件コンプレッサーの代金に相当することが明らかであった。
- 3 Yは、令和4年12月7日に、本件コンプレッサーをBに引き渡した。
- 4 Aは、令和5年1月30日に事実上倒産した。
- 5 そこで、Yは、動産売買先取特権の物上代位権の行使として、AがBに対して有する本件コンプレッサーの設置工事の請負代金債権を1575万円の限度で仮に差し押さえる旨の仮差押えを大阪地方裁判所に申請し、同年2月12日に仮差押決定（以下「本件仮差押決定」という。）を得た。
- 6 令和5年2月13日に本件仮差押決定の正本の送達を受けたBは、同年同月20日に、仮差押債権額1575万円に遅延損害金1万0356円を付した1576万0356円を、民事保全法50条5項、民事執行法156条1項に基づいて供託した。
- 7 Aは、令和5年2月27日に大阪地方裁判所に自己破産を申請し、同年3月27日にAに対する破産手続開始の決定がなされた。

8 Yは、令和5年5月28日に、大阪地方裁判所に対して、動産売買先取特権の物上代位権の行使として、X（Aの破産管財人）が国に対して有する供託金還付請求権についての差押えおよび転付命令を申請した。

9 これをうけて、大阪地方裁判所は、令和5年6月2日に、Yの申請どおりの債権差押えおよび転付命令を発令した。

10 そこで、Xは、この決定に対して、大阪高等裁判所に執行抗告を申し立てた（以下「本件執行抗告」という。）。

〔設問1〕Xのおこなった本件執行抗告は、どのような理由（法律構成ないし法的主張）に基づいておこなわれているものと考えられるだろうか。上記〔事案の概要〕を参考にしながら立論してみてください。

〔設問2〕もし仮にXのおこなった本件執行抗告が裁判所において棄却されたとして、Xからの本件執行抗告は、Yによるどのような反論（法律構成ないし法的主張）に依拠して棄却されたものと推測できるだろうか。

以上

## 第2問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

### 〔事実関係〕

1. A（当時12歳男性）は、趣味である鉄道車両の撮影のため、B鉄道会社が運行する鉄道路線の線路に侵入し、電車にはねられて死亡した（以下本件事故という）。
2. 本件事故が発生した地点は未舗装の林道と交差する無人踏切であるところ、当該踏切は竹林整備のための人員が稀に利用する程度であったため、電車の接近を知らせる警報機や、遮断器などの保安設備は備え付けられていなかった。周囲は竹林が生い茂り非常に見通しが悪く、線路が踏切手前で緩やかなカーブになっていることもあり、電車の運転手が線路内の歩行者を発見して直ちに急停車措置をとったとしても、制動距離の関係から踏切手前で安全に停止することが困難な状況であった。なお電車が踏切を走行する手前の地点に運転手が警笛を行う鉄道標識があり、本件事故発生時にも適切に警笛が行われていた。
3. 当該踏切は鉄道撮影を趣味とする人々から撮影ポイントとして知られており、本件事故の3か月前頃から、踏切内に侵入し鉄道車両を撮影している者の存在につき、付近の住民からB社に報告されたことが複数回あった。B社はこれを受けて本件事故発生1週間前にB社公式SNSを通じ、線路内に侵入することは危険である旨の注意喚起を行っていた事実がある。

### 〔設問〕

上記事実関係について、Aの相続人であるCは、Bに対し民法717条1項に基づき、損害賠償を請求しうるかについて検討しなさい。

以上

### 第3問（民事訴訟法）

Xは、Yとの交通事故により受傷し、入通院して治療を受けたが、これ以上治療しても症状の改善が見込まれない状態（症状固定）となり、後遺障害が残ることになった。そこで、Xは、治療を打ち切り、Yに対し、交通事故による不法行為に基づき身体に生じた損害の賠償を求める訴訟（以下「前訴」という。）を提起した。

Xは、治療費100万円、治療を打ち切るまで入通院したことについての慰謝料（以下「傷害慰謝料」という。）100万円、後遺障害による逸失利益2000万円、後遺障害が残ったことについての慰謝料（以下「後遺障害慰謝料」という。）300万円、合計2500万円の賠償を請求した。

裁判所は、治療費は100万円、傷害慰謝料も100万円を相当と認めたが、逸失利益については1900万円、後遺障害慰謝料については400万円を相当と認め、Yに対し、合計2500万円の支払を命じる判決（以下「前訴判決」という。）を言い渡し、同判決は確定した。

Xは、その後、Yに対し、前記事故による後遺障害が予想外に悪化したとして、逸失利益1000万円及び後遺障害慰謝料300万円を追加請求する訴訟（以下「後訴」という。）を提起した。

#### 〔設問1〕

前訴の訴訟物について説明した上、前訴判決の適法性について論ぜよ。

#### 〔設問2〕

Yは、後訴は同一事故による損害の賠償を求めるものであるから、前訴の蒸し返しであると主張している。裁判所はこのYの主張についてどのように判断すべきか。

以上